

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和7年11月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	墓地の外堀に使用されていた大谷石の処分方法について
概要	墓地の外堀などに使われていた大谷石を撤去したのですが、これは産業廃棄物として処分すべきでしょうか？それとも自然物として土に埋めても問題ないのでしょうか？
対応	大谷石は自然由来の石材ですが、墓地の外堀などに使用された後に撤去されたものは、工作物の除去に伴って生じた不要物とみなされます。このようなものは、産業廃棄物の分類上『がれき類』に該当します。したがって、適正な産業廃棄物処理業者に委託し、法令に基づいた処分をお願いいたします。

対応事例 2

件名	疥癬のタヌキについて
概要	練馬区役所に電話したところそちらを紹介されました。3日連続でタヌキを目撃。アラハクではない。疥癬タヌキ、まだ元気に歩いているが毛が抜けてかわいそう。
対応	在来の動物ですのでそのまま自然にまかせてください。もし動かなくなったら確保してお電話ください。回収業者を手配し、そちらまで回収に伺います。 (確保後の連絡先：東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当 03-5388-3505)

対応事例 3

件名	高尾山でのドローン使用について
概要	<p>Dear Team,</p> <p>I hope this message finds you well. I am writing to inquire about the regulations surrounding the use of drones in 高尾山. Specifically, I would like to know if it is necessary to obtain any permissions or permits before flying drones in this area.</p> <p>Thank you for your time and assistance. I look forward to your response.</p> <p>Best regards,</p> <p>(翻訳)</p> <p>高尾山におけるドローンの使用に関する規制についてお伺いしたく、ご連絡いたしました。具体的には、この地域でドローンを飛行させる前に、何か許可や認可を取得する必要があるかどうかをお伺いしたいと考えております。ご返信をお待ちしております。</p>
対応	<p>高尾山でのドローン使用については、「高尾・陣場地区自然公園利用ルール」に「ドローンは、公共目的、防災目的以外での使用は控えましょう」と定められており、基本的には個人や会社でのドローン飛行についてはご遠慮いただいております。</p> <p>高尾・陣場地区自然公園利用ルール https://www.kankyo1.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/know/rule/takaosan.html</p> <p>また、高尾地区でのドローン飛行の取り扱いについても、上記の利用ルールと同様になりますので、個人や会社による飛行はご遠慮ください。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>(本文を英文にし返信)</p>